

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会
社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯のボランティア精神を養うことを推進するため、福祉体験・交流活動等を行う学校に助成金を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象及び助成額)

第2条 助成金の対象となる活動は、それぞれ地域の実情にあわせて社会福祉に関わる次の活動とする。

(1) 広報・啓発活動

福祉映画会、福祉標語、福祉体験作文など

(2) 体験学習を目的とした実践活動

ボランティア体験、福祉体験学習（高齢者疑似体験・車いす体験・アイマスク体験・手話等の実践活動）、社会福祉施設での体験、地域福祉活動の体験など

(3) 交流を目的とした実践活動

社会福祉施設入所者との訪問・交流活動、地域の高齢者や障害者との交流活動等

(4) 社会福祉関係行事への積極的な参加

ボランティア講座、手話講座、赤い羽根共同募金、使用済切手・書き損じはがき収集活動など

(5) 地域でのボランティア活動

地域社会への奉仕活動

(6) その他目的を達成するために必要な活動

各種研修会、各種調査、まちづくり点検活動、自然環境調査、学校及び地域での情報交換や交流活動

2 この助成金は、前項の活動を対象として、予算の範囲内で助成額を決定する。

3 助成限度額は、20,000円とする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするものは、次の各号に定める書類を、その年の5月31日までに社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業計画書

(3) その他必要な書類

(交付決定)

第4条 会長は、前条の規定に基づく申請があったときは、鴻巣市ボランティアセンター運営委員会に諮り、助成金の交付及び不交付、また助成金交付額を決定する。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

3 社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金の決定を受けたもの（以下「助成校」という）は、速やかに社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金請求書（様式第3号）を会長に提出する。

（状況報告）

第5条 助成校は、会長の要求があったときは、助成事業の遂行の状況について、当該要求に関わる事項を書面で報告しなければならない。

（実績報告）

第6条 助成校は、次の各号に定める書類を事業年度終了後1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

（1）社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金実績報告書（様式第4号）

（2）社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業成果表

（3）その他必要な書類

2 会長は、前項の規定により提出された報告書を審査し、適当と認めたときはこれを受理し、助成金の額を確定し、社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金確定通知書（様式第5号）により助成校に対し通知するものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第7条 会長は、助成校が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽、その他不正な手段で助成金の交付を受けたとき

（2）助成金を他の用途に使用したとき

（3）前条に規定する実績報告を特別な理由なく拒否したとき

（4）助成金を使用しないとき、又は使用してもその支出が助成額に満たないとき

（5）この交付要綱に違反したと認められるとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用する。

3 会長は、前々項に規定する助成金の交付決定の取り消し又は変更を命じた場合において、助成校に既に助成金が交付されているときは、その助成金の一部又は全部について、社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金返還届出（命令）書（様式第6号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。